下呂市告示第250号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和3年12月21日

下呂市長 山内 登

施設の名称	指定管理者			指定の期間
	所 在 地	名	称	1日足り朔间
下呂市道の駅	下呂市馬瀬西村	馬瀬総合観光	比株式会社	令和4年4月1日~
馬瀬美輝の里	1695 番地	代表取締役	今井弘之	令和8年3月31日